

報告（１）

令和６年第３回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

１ 会期

令和６年９月２日(月)から９月２４日(火)まで ２３日間

２ 本会議の状況

(１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	一般質問
発言通告（全体）	４会派（５会派）	８議員（２０議員）

(２) 質問及び答弁内容 項目 件

区分	質問内容
学校教育部門 (14 項目 16 件)	吉沢小学校の増築について※（１件） 日本版ＤＢＳ法成立に伴う本市の対応について※（１件） 不登校対策について※（３件） 特別支援教育について（１件） 学校における労働安全衛生について（１件） 児童生徒健康診断の受診状況について（１件） 笠原中学校の増築について（１件） 笠原中学校区の通学路安全対策について（１件） デジタル・シティズンシップを育む教育について（１件） 学校行事の日程の統一について（１件） 学校施設のファシリティマネジメントについて（１件） ２学期制の導入について（１件） 学校長寿命化と定数について（１件） フリー学区制について（１件）
社会教育部門 (３項目 ３件)	日本遺産について※（１件） 横綱常陸山生誕１５０周年記念事業について※（１件） ヒカリモについて（１件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

代表質問

質問者：誠和水政会 松本 勝久

答弁者：市長

4 教育行政について

(1) 若い人々の居住が進んでいる笠原・吉沢地区において教室不足の懸念が生じている。特に吉沢小学校の増築を進めるべきと思うが、市長の考えについて。

質問内容：吉沢小学校の増築について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

笠原小学校区と吉沢小学校区については、若い世代の方々の居住が増加しており、子供たちが学ぶ教室が不足するという課題が生じている。特に吉沢小学校区においては、児童数の増加が当面続くことが想定され、校舎を増築する必要があると考えるが、市長の考えを伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

次に、吉沢小学校の増築について、でございます。

笠原小学校区と吉沢小学校区においては、本市南部の新たな居住地区として、開発行為等の許可基準に関する条例に基づくエリア指定の効果も相まって、近年大幅に居住人口が増加している状況にあります。先月、私もよしざわまつりに参加しましたが、小学校の校庭を埋め尽くすほどの人出があり、楽しそうにお祭りに参加する、多くの御家族の姿を目の当たりにしたところでございます。

議員御指摘のように、私も、当該地区の居住人口の内、子育て世代の居住が増えていることは、大変喜ばしく感じております。一方で、児童数の増加に対して、行政の役割としては教室の確保など快適な学習環境を維持していく必要があると認識しております。

私は、これまでこどもたちの教育環境の充実を最優先課題と捉え、全力で取り組んできたところであり、校舎の増築においても、毎年度児童数を推計し、その推計結果により教室の確保が必要な学校に対しては、計画的に事業に位置付け、令和3年度に笠原小学校第1期の校舎を、令和4年度に笠原小学校第2期と吉沢小学校の校舎を増築いたしました。さらに、現在は酒門小学校と第四中学校の増築事業にも着手しているところでございます。

議員御質問の吉沢小学校の校舎増築につきましては、今年度実施した児童数の推計によりますと、児童数は今後も増加傾向にあり、令和10年度に教室が不足する見込みとなりました。

そのため、私は、こどもたちの良好な教育環境を確保していくためにも、吉沢小学校の校舎増築を最優先事項として捉え、令和7年度に実施設計、令和8年度、9年度に増築工事を実施し、教室不足が見込まれる、令和10年度の供用開始に向けて整備してまいりたいと考えております。本校は、この数年間、増築工事やトイレの大規模改修工事などを実施しており、今後も工事が続いていくことから、こどもたちの健康面や安全面に充分配慮しながら、事業を進めてまいります。

今後におきましても、毎年度実施する児童数の推計結果を注視しながら、様々な教育的ニーズも踏まえて適切に対応していくとともに、「まちの未来」そのものであるこどもたちが、のびのびと活動しやすい教育環境づくりを進めてまいります。

代表質問

質問者： 魁，水戸 渡辺 欽也

答弁者： 教育長

1 市長の政治姿勢について**(3) 日本遺産認定再審査について****ア 要因について****イ 世界遺産登録に向けた活動について****ウ 日本遺産認定地としてふさわしい活動について**

質問内容： 日本遺産について

担当課： 歴史文化財課

【質問要旨】

日本遺産「近世日本の教育遺産群」について、文化庁が認定後の取組を審査した結果、「再審査」との評価が下されたと報道された。現在、水戸市では世界遺産登録を目指しているが、再審査が取組にどのような影響を与えるかが心配されている。

このため、審査の評価基準や再審査になった背景について、文化庁との協議や調査結果の確認を行うと同時に、本市として今後の対応策や事業運営についての具体的な計画を伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

渡辺議員の代表質問のうち、日本遺産認定再審査についてお答えいたします。

本市では、平成27年度に日本遺産に認定された「近世日本の教育遺産群」の魅力を国内外に向けて発信するため、市長が会長を務める「教育遺産世界遺産登録推進協議会」を中心に、弘道館・偕楽園をはじめとする教育遺産の国際的な知名度を高めるとともに、観光や教育の振興、地域のブランド力を向上させる取組を進めてまいりました。

こうした中、文化庁は、日本遺産のうち平成27年度と30年度に認定された計30件について、大学教授や旅行業関係者等で構成される「日本遺産審査・評価委員会」が審査した結果に基づき、7月23日に「近世日本の教育遺産群」など5件を「再審査となる地域」に選定したと発表いたしました。

協議会では、これまで日本遺産ブランドを生かした様々な取組を実施しておりますことから、同審査結果は大変残念であり、議員をはじめ多くの市民の皆様にご不安を与えてしまったことについて、申し訳なく思っております。

はじめに、再審査の要因についてでございますが、具体的な理由は文化庁が非公開としているため、協議会においても十分把握ができておりません。しかしながら文化庁は、このたびの審査にあたっての重点項目として、「組織体制における行政組織内外での連携状況」、「日本遺産の全体を理解できるガイダンス施設の数」「観光客入込数の増加状況」の3点を掲げており、一つでも基準に満たない場合は、少なくとも再審査を行う旨を示しておりましたことから、協議会が事前に提出した「実績報告書」及び「地域活性化計画」の内容が、3点の重点項目のうちいずれかにおいて、及第点に達していなかったものと認識しております。

今後の再審査スケジュールにつきましては、来月に、文化庁及び評価委員が現地を訪れ、現地調査を実施することとなっております。その後、文化庁及び評価委員の意見を踏まえた地域活性化計画等を文化庁に再提出し、年内に再審査が実施される予定です。

協議会といたしましては、現地調査において、水戸城跡二の丸展示館のリニューアルなどの活動状況を丁寧に説明し、教育遺産が地域の活性化にいかに関与しているかを御理解いただけるよう努めてまいります。また、再審査となった要因や課題をしっかりと聴取したうえで、認定継続

に向けて地域活性化計画を戦略的に見直し、文化庁に再提出してまいります。

次に、世界遺産登録に向けた活動についてでございますが、世界遺産は遺産の保存に重点を置いた制度であるのに対し、日本遺産は活用に重点を置いた別個の制度であり、また、文化庁でも所管する部署が異なりますことから、このたびの再審査が世界遺産登録活動に及ぼす影響は少ないものと認識しております。

一方で、我が国における世界遺産登録の審査に当たっては、地域での盛り上がりなどが評価される傾向にあり、日本遺産の審査における重点項目と共通する部分もございますことから、日本遺産ブランドを生かした地域活性化の取組を進める中で、世界遺産登録推進にもつなげてまいりたいと考えております。

次に、日本遺産認定地としてふさわしい活動についてでございますが、議員ご指摘のとおり、江戸時代の高い教育や理念が近代化の礎（いしずえ）となり、現代に継承されているという、日本遺産の認定ストーリーを広く知っていただくため、市民協働で取り組む体制を整備するとともに、次代を担う子どもたちへ一層の普及啓発を図っていくことが重要であると認識しております。

こうした認識のもと、協議会では、本年度より「近世日本の教育遺産群サポーター制度」を創設し、市民の皆様とともに活動を推進する体制づくりに着手いたしました。現在、4市はもとより他自治体に在住する100名以上の方から登録をいただき、学習会の開催をとおして、世界遺産制度や教育遺産群について、深く学んでいただいているところです。今後は、協議会が行う事業へ参画いただき、市民と一体となった取組を進めてまいります。

また、子どもたちへの普及啓発に向けては、校外学習で弘道館や偕楽園を実際に訪れる学校数の増加に努めるなど、郷土への理解と関心を深める教育を推進し、郷土水戸に誇りを持ち、未来の水戸をリードする人材の育成が図られるよう、郷土教育の推進に努めてまいります。

このたびは再審査となってしまいましたが、認定継続となる可能性は十分あると考えておりますので、今後とも、市民の皆様の応援や民間団体等との協力を得ながら、「日本遺産のあるまち」として、地域の活性化を目指してまいります。

代表質問

質問者：公明党水戸市議会 鈴木 宣子

答弁者：市長，教育長

5 教育行政について**(1) 「日本版ＤＢＳ」法成立に伴う本市の対応について**

質問内容：日本版ＤＢＳ法成立に伴う本市の対応について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

学校現場でわいせつ事案等の問題が発生し、子どもたちに影響が及んでいるが、本市における性犯罪防止のための取組状況と「日本版ＤＢＳ」法成立に伴う今後の対応について伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

鈴木議員の代表質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、「日本版ＤＢＳ」法成立に伴う本市の対応についてでございますが、児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や、心身に対する重大な影響を与えるものであり、断じて許されるものではないと認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近年、子どもをめぐる様々な性犯罪が社会問題となっており、県内においても、教職員によるわいせつ事案等による懲戒処分が発生しておりますことから、根絶に向けた取組の徹底が必要となっております。

国におきましては、本年６月に、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」、通称「こども性暴力防止法」が公布され、２年半以内に施行される予定となっております。

この、「こども性暴力防止法」、いわゆる「日本版ＤＢＳ」法は、児童等に対して、教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等が、教員及び保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けることを目的とするものでございます。

具体的には、教員等の研修、危険の早期把握のための児童等との面談と相談を行いやすくするための措置、性暴力の発生が疑われる場合の調査や被害児童の保護・支援、また、特定性犯罪前科の有無を確認し、性犯罪歴が確認された場合、就業希望者は採用せず、現職の教員等は、子どもと接しない業務へ配置転換する措置を取るなどが規定されております。

現在、学校におきましては、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が、令和４年４月から段階的に施行され、基本的な指針が示されているところであり、教育職員等に対する研修・啓発、児童生徒等に対する啓発、早期発見のための措置及び相談体制の整備、また、事故発生時には専門家の協力を得て調査を行うこととされております。

本市における具体的な取組といたしましては、わいせつ事案を含む、教職員の不祥事根絶に向けた研修及び弁護士や警察官を講師とするコンプライアンス研修を実施するとともに、教頭を対象とした管理職向けの伝達講習を実施し、その後、教頭が中心となり、当事者意識をもって、校内研修を実施しております。

さらに、校内コンプライアンス推進委員会を組織し、計画的な研修を通して、学校におけるこれまでの様々な不祥事根絶に向けた取組を再確認させるとともに、今後のさらなる対応強化に向けた検討を行い、学校ごとの不祥事防止対策をまとめ、市内全学校のホームページに掲載しております。

児童生徒に対しましても、各学校において、道德教育や人権教育及び情報モラル教育の中で啓

発を図るとともに、児童生徒が相談しやすい校内相談体制の整備を図りながら、早期発見のための定期的なアンケート調査や養護教諭等による教育相談を実施しております。

また、万が一、児童生徒等への性暴力等の被害が疑われる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力、学校医、学校弁護士相談事業の弁護士による助言・指導など、専門家の協力を得ながら、警察等の関係機関と連携し、調査を行い、被害児童生徒の保護・支援等の措置を講じることとしております。

今後につきましても、わいせつ事案等を含む不祥事の未然防止に向けた教職員研修や児童生徒への啓発の充実を図るとともに、相談・支援体制の強化と見直しを行ってまいります。

また、いわゆる「日本版DBS」法成立に伴う今後の対応といたしましては、現在、国において、児童対象性暴力等の防止措置の内容についてのガイドライン等が検討されておりますことから、国や県の動向を注視しながら、本市における教職員による児童生徒への性暴力等の未然防止の更なる徹底と体制強化に努めてまいります。

(2) 不登校対策の推進について

質問内容：不登校対策について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

今年度から全ての中学校に校内フリースクールが設置されたが、現在の実施状況について伺いたい。また、小学校への拡充について、どのように考えているのか伺いたい。

学校内外のどこにもつながっていない児童生徒の現状について伺いたい。また、本市において不登校児童生徒に対して家庭訪問を行う事業を行っていると聞いているが、その現状及び今後の支援の拡充について伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

次に、不登校対策の推進についてお答えいたします。

本市の令和4年度の水戸市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校465人、合計815人と過去最多となり、令和3年度より195人増加し、増加率は31.5%でございました。私は、この結果に衝撃を受けるとともに、学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、早急に取り組むべき喫緊の課題であると強く認識しております。

また、子どもたちが学びたいと思ったときに学べる環境を整備するとともに、自分に合った多様な居場所を選択できる環境を整えることが重要でございます。

そのため、本年4月から各学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習するスペースや交流するスペースを設置するなど環境を整え、6月から、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを全ての中学校で実施しております。在籍学級での生活に不安を持っている生徒が安心して自分に合ったペースで学習を進めたり、1日の計画を自分で設定して生活のリズムをつくったりするなど、生徒が不安なく生活できる居場所としての役割を果たしております。また、校内フリースクールにおいては、生徒自身の学習計画に基づいた自主学習や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、一人一人の学習計画に応じた支援を行っており、教員と支援員が連携しながら、不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っております。

開設から数か月ではございますが、利用生徒も少しずつ増えている状況にございます。各学校においては、生徒のニーズに応じた活動内容や支援を行っており、在籍学級での授業や給食に参加した事例も見受けられます。

利用している生徒からは、「校内フリースクールができたことで、少しずつ登校できるようになった」、「支援員と一緒に環境づくりを行うことで休まずに登校できるようになった」などの声がありました。また、保護者からは、「これまで登校できなかった子どもが登校できるようになり、ありがたい」「環境が整っており、子どもが学習を進めることができている」などの感想をいただいております、ねらい通りの効果があったものと捉えております。

議員御質問の小学校への校内フリースクールの拡充につきましては、小学校においても、不登校児童への支援の必要性を強く感じております。そのため、中学校での取組による成果をはじめ、本市には33の小学校及び義務教育学校がございますことから、学校規模や各学校の実情等を踏まえ、優先順位を定め、段階的な拡充に向け、積極的に進めてまいります。

今後におきましても、多様な学びの場の充実を図りながら、子どもたちの社会的自立を目指し、子どもたちに寄り添った支援に努めてまいります。

【答弁要旨】 教育長答弁

次に、学校内外のどこにもつながっていない子どもたちへの支援についてお答えいたします。

学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、早急に取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。将来、子どもたちが精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立に向け、不登校児童生徒一人一人に寄り添いながら、個別の状況に応じた支援を行っております。

本市では、不登校となる前に、欠席が続いたり、相談が増えるなど、子どもの変化にいち早く気づき、未然に防止することが最も重要であることから、欠席が続いてきた子どもたちに対し、家庭訪問や電話連絡を行うとともに、不安や悩みを抱える子どもたちに対しては、教育相談や校内オンライン相談窓口を活用し、学級担任を中心に多くの教員が関わりながら、子どもたちに寄り添った支援を行っております。

令和4年度の国の調査結果では、不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等で相談、指導を受けていない割合は、全国で約40%でしたが、本市では、学校だけでなく、スクールソーシャルワーカーや、福祉部、こども部等の関係機関と連携しながら対応しておりますことから、約8%と極めて低い状況にあります。今後におきましても、様々な関係機関と連携を図り、学校内外の専門機関等で相談、指導を受けていない子どもたちがゼロになることを目指してまいります。

議員御質問の家庭訪問相談員による訪問事業につきましては、不登校をはじめとした教育相談を希望する子どもを対象に、現在、男性1名、女性1名の計2名の大学院生等の家庭訪問相談員が、相談の希望があった全ての家庭に定期的に訪問し、話し相手や遊び相手を務め、情緒の安定を図るなど、相談活動を行っております。

家庭訪問相談員が訪問することで、家族以外との関わりをもつことができるようになったり、今後の進路等について考えることができるようになった事例もございます。そのため、学校や関係機関との関わりが難しい家庭において、大学院生等の相談員による訪問を希望する場合には、家庭訪問ができるよう、対象の拡充について検討してまいります。

今後におきましても、引き続き、学校や教育委員会が関係機関等と連携し、家庭へのつながりを深めながら、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

代表質問

質問者：立憲みと 森 智世子

答弁者：市長

3 教育行政について**(1) 不登校支援について****ア 水戸市教育支援センターの運営について****イ 中学校での校内フリースクールの実施状況と小学校への拡充について**

質問内容：不登校対策について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

ア 総合教育研究所内にこれまで設置されてきた適応指導教室「うめの香ひろば」が、今年4月から「教育支援センター」に名称変更されたが、支援センターの運営や取組状況、今後どのようなことに力を入れていくのか伺いたい。

イ 今年度から中学校において開設されている校内フリースクールの実施状況について伺いたい。また、小学校への拡充についてどのように考えているのか伺いたい。

【答弁要旨】 教育長答弁

森智世子議員の不登校支援についての代表質問のうち、水戸市教育支援センターの運営についてお答えいたします。

教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活の適応、情緒の安定、学習支援や基本的生活の改善等のための相談、指導を行うことで、児童生徒の社会的自立に資する機能を有しております。

教育支援センターは、これまで「適応指導教室」として各市町村に設置されておりましたが、国において、従来使用していた適応指導教室の呼称について、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし、親しみやすいものにするため『教育支援センター』若しくは各教育委員会等において工夫された名称にするよう通知があったことから、本市におきましても、総合教育研究所内に設置しております「適応指導教室 うめの香ひろば」を、今年4月から「教育支援センター うめの香ひろば」に変更いたしました。

現在、教育支援センターでは、心理士や教員OB等の資格を有する相談員を配置し、不登校支援や教育相談を行っております。

「うめの香ひろば」では、小学3年生から中学3年生までの不安や悩みを抱える児童生徒に寄り添い、安心して通級できるよう丁寧に関わりながら、個別学習への支援や少人数での体験活動を行っております。

「うめの香ひろば」では、これまでも、1人1台端末を活用して、在籍校の授業をオンラインで視聴することや学校のテストをうめの香ひろばの活動時間の中で受験するなど、学習支援を行ってまいりました。今年度は、新たに学習室を設置し、一人一人の実情に応じた学習支援を行うことができる環境を整備いたしました。

あわせて、教育支援センター内の教育相談室においては、不登校や発達に関する相談など、教育上の諸問題について、児童生徒や保護者等を対象に来所や電話による相談を実施しており、「うめの香ひろば」と連携を図りながら支援に当たっております。

また、近年、民間フリースクール等の多様な学びの場を利用する児童生徒が増えていることから、今年度新たに、教育支援センターを拠点とし、民間フリースクール等の関係者による、不登校児童生徒への支援方法に関する情報交換を行うなど、一人一人のより良い支援につなげてまい

ります。

今後におきましては、自宅にいる不登校児童生徒を対象としたオンラインを活用した支援方法を研究するなど、教育支援センターの機能強化を図り、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

【答弁要旨】 市長答弁

次に、不登校支援についての御質問のうち、中学校での校内フリースクールの実施状況と小学校への拡充についてお答えいたします。

本市の令和4年度の水戸市立小中学校の不登校児童生徒数は、小学校350人、中学校465人、合計815人と過去最多となり、令和3年度より195人増加し、増加率は31.5%でございました。私は、この結果に衝撃を受けるとともに、学校に登校できない子どもたちの自立をどう支えていくかについては、早急に取り組むべき喫緊の課題であると強く認識しております。

また、子どもたちが学びたいと思ったときに学べる環境を整備するとともに、自分に合った多様な居場所を選択できる環境を整えることが重要でございます。

そのため、本年4月から各学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習するスペースや交流するスペースを設置するなど環境を整え、6月から、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを全ての中学校で実施しております。在籍学級での生活に不安を持っている生徒が安心して自分に合ったペースで学習を進めたり、1日の計画を自分で設定して生活のリズムをつくったりするなど、生徒が不安なく生活できる居場所としての役割を果たしております。また、校内フリースクールにおいては、生徒自身の学習計画に基づいた自主学習や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、一人一人の学習計画に応じた支援を行っており、教員と支援員が連携しながら、不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っております。

開設から数か月ではございますが、利用生徒も少しずつ増えている状況でございます。各学校においては、生徒のニーズに応じた活動内容や支援を行っており、在籍学級での授業や給食に参加した事例も見受けられます。

利用している生徒からは、「校内フリースクールができたことで、少しずつ登校できるようになった」、「支援員と一緒に環境づくりを行うことで休まずに登校できるようになった」などの声がございました。また、保護者からは、「これまで登校できなかった子どもが登校できるようになり、ありがたい」「環境が整っており、子どもが学習を進めることができている」などの感想をいただいております、ねらい通りの効果があったものと捉えております。

議員御質問の小学校への校内フリースクールの拡充につきましては、小学校においても、不登校児童への支援の必要性を強く感じております。そのため、中学校での取組による成果をはじめ、本市には33の小学校及び義務教育学校がございますことから、学校規模や各学校の実情等を踏まえ、優先順位を定め、段階的な拡充に向け、積極的に進めてまいります。

今後におきましても、多様な学びの場の充実を図りながら、子どもたちの社会的自立を目指し、子どもたちに寄り添った支援に努めてまいります。

5 下市地区の歴史文化行政について

(1) 水戸市出身の横綱常陸山生誕150周年記念事業について

質問内容：横綱常陸山生誕150周年記念事業について

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

オリンピックでは下市出身の永野選手が金メダルを獲得し、下市地区は盛り上がっている。こうした中、同じく下市出身の常陸山が生誕して150年の節目の年を迎えている。

市で記念事業を行うと聞き、大変期待しているが、どのようなことを行うのか、事業の内容を伺いたい。

【答弁要旨】 市長答弁

次に、下市地区の歴史文化行政として、横綱常陸山に関する御質問にお答えいたします。

第19代横綱である常陸山は、明治・大正の相撲界屈指の人気と実力を誇った、下市地区にゆかりの深い先人でございます。

常陸山は、豪快な取り口で幕内通算150勝15敗22分（わけ）という驚異的な成績を残すとともに、引退後も3横綱2大関を育て、大相撲の発展に貢献いたしました。また、力士としての品格も抜群とされ、備前堀に常陸山（ひたちやま）橋（ばし）を架けるなど、郷土水戸への心配りも忘れず、後に「角聖（かくせい）」と呼ばれるほど、多くの力士のお手本とされました。

私は、常陸山生誕150年を迎えるにあたり、生誕の地である城東地区や子どもたちが郷土の先人の業績を学び、地域の活力につなげていくことが重要と考え、地域と連携した顕彰事業等の実施を指示したところであり、「広報みと」今月1日号では、「角聖と呼ばれた男」と題する特集を組み、常陸山の業績を広く市民に伝えたところでございます。

そして今月25日には、記念イベント「水戸市出身の伝説の横綱・常陸山について学ぼう」を城東小学校において開催し、同小学校児童による研究発表と、元横綱稀勢（きせ）の里（さと）の二所ノ関（にしよのせき）親方をお招きしたトークセッションを実施し、常陸山の魅力をわかりやすく発信してまいります。

さらには、市立博物館において「常陸山谷（たに）右衛（えもん）～角聖の生きた時代～」と題する特別展を来月19日から開催し、常陸山に関する歴史を詳しく紹介するほか、地元企業においては、記念のどらやきや日本酒を制作・販売していただくなど、市民一体となった生誕150周年記念事業を展開していく予定であります。

私は、こうした地域ゆかりの歴史文化の発信等をおして、市民の郷土愛の醸成を図っていくことが大切と考えており、今後とも、常陸山をはじめとする先人の顕彰に努めながら、歴史を生かしたまちづくりを進めてまいります。

一般質問

質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇

答弁者：教育部長

4 教育行政について**(1) 特別支援教育を受ける子ども、医療的ケア児や病氣療養中の子どもの可能性を引き出す
共生社会の実現に向けた教育について**

質問内容：特別支援教育について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

共生社会の実現に向け、特別な支援を必要とする子どもや医療的なケアが必要な子どもたちが安心して学校生活が送れるよう、本市としての特別支援教育の取組について伺いたい。

【答弁要旨】

黒木議員の一般質問のうち、特別支援教育を受ける子ども、医療的ケア児や病氣療養中の子どもの可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育についてお答えいたします。

特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、学校において導尿や経管栄養等の医療的なケアが必要な医療的ケア児や病氣療養中の子どもに対する支援の充実も求められています。また、特別支援教育におきましては、一人一人の教育的ニーズに合わせた個別の支援とともに、通常の学級の子どものとの交流を図り、お互いの学びや体験を深めることも大変重要でございます。

本市では、小学校に入学する前年度の夏から、発達等についての不安や医療的なケアへの対応など、就学前に相談をしたいと考えている保護者とその幼児を対象に、相談会を実施し、その子どもにとってどのような学びの場でどのような支援を受けることが最適なのか提案するなど、保護者に寄り添いながら丁寧に対応しております。また、入学後に病氣などにより支援が必要となった場合も、学校における必要な支援に向けた調査を実施し、適切な学びの場の提供に努めております。

配慮を必要とする子どもにつきましては、教室を移動する際の介助や学習に集中できるよう声かけなどを行う、特別支援教育支援員を必要に応じて配置しております。医療的ケアが必要な子どもに対しては、看護師の資格を有する支援員をそれぞれに配置し、一人一人の教育的ニーズに対応した支援を行っております。

また、特別支援学級に入級した子どもにつきましては、一人一人の実態や特性等を把握し、適切に対応していくため、保護者と相談の上、支援の方針や方法等を盛り込んだ個別の教育支援計画を作成し、活用しております。その計画をもとに、一人一人の実態に応じた学習や生活の指導を特別支援学級で丁寧に行い、その能力や特性等を十分踏まえて、通常の学級でも学習や生活をする時間を設けております。

例えば、特別支援学級に在籍している歴史に興味がある子どもが、通常の学級の歴史の授業の中で、その事象や歴史的背景などを詳しく発表することで、周りの子どもの理解も深まった事例がございます。また、車椅子を使用している子どもが移動をする際、周りの子どもが荷物を持ったり、車椅子で通れるように廊下に物があつた時は動かすなど、自然に行動に移す様子も見られ、共に尊重し合いながら協働して学習や生活をしている事例もございます。

学校においてこのような取組をさらに進めていくためには、特別支援学級の担任だけでなく、通常の学級担任の専門性の向上が課題となっております。そのため、本市におきましては、初任者研修や教員6年目、12年目の中堅教諭を対象にした研修において、特別な支援が必要な児童生徒への理解を深め、支援の仕方などについて学ぶ研修を実施し、教員全体の資質向上を図って

おります。

また、より専門的な見地から学校や保護者の様々なニーズに対応するため総合教育研究所に配置している「特別支援教育専門員」を学校に派遣し、その子どもの特性や支援方法についての助言・指導を行っております。

今後とも、誰一人取り残されることなく、子どもの可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進に努めてまいります。

一般質問

質問者：日本共産党水戸市議団 田中 真己

答弁者：教育部長

1 教育行政について**(1) 学校における労働安全衛生について****ア 衛生委員会の設置及び開催状況について****イ 判断基準となる教職員数に会計年度任用職員などを含めることについて****ウ 全小中学校での委員会設置など体制の拡充について**

質問内容：学校における労働安全衛生について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

- ア 本市における教職員が50人以上いる学校の衛生委員会の設置状況、委員会の開催状況及び実施内容を伺いたい。
- イ 労働安全衛生法の趣旨を踏まえ、設置の判断基準となる教職員数に、会計年度任用職員も含めるべきではないか。また、含める場合、50人以上の学校数について伺いたい。
- ウ 国は教職員が50人未満であっても衛生委員会を設置すべきとしている。本市においても衛生委員会の設置も含め、労働安全衛生の体制を拡充すべきだと考えるがいかがか。

【答弁要旨】

田中議員の一般質問のうち、学校における労働安全衛生についてお答えいたします。

はじめに、衛生委員会の設置及び開催状況についてでございますが、衛生委員会は、労働安全衛生法により、一定の基準に該当する職場ごとに設置が義務づけられたものであり、本市の学校におきましては、職員の危険の防止等も含めて審議する安全衛生委員会として、緑岡小学校及び第四中学校に設置しております。

委員会は、総括安全衛生管理者、安全管理者及び衛生管理者の任に当たる職員や産業医等で構成され、職員の安全及び健康の確保、快適な職場環境形成を促進するため、年数回開催しているところでございます。

委員会の審議内容としましては、教職員の長時間勤務や療休者、休職者の状況の確認のほか、年2回実施しているストレスチェックの結果分析、公務災害や事故の報告などを議題としております。

また、委員による学校内の巡視を実施し、職場環境等に関して各委員から提出された課題、問題点について改善に向けた検討を行っております。

次に、判断基準となる教職員数に会計年度任用職員などを含めることについてでございますが、現在、本市の学校における安全衛生委員会は、水戸市職員安全衛生管理規程に基づき、設置・運営されておりますが、会計年度任用職員は含まれておりません。

本市の学校におきましては、週15時間の勤務や週3日勤務など、様々な勤務形態の会計年度任用職員がおり、年度ごとの人数が大きく変動する場合もあることから、判断基準となる教職員数に会計年度任用職員などを含めるかどうかについては、他市町村の事例を参考にするとともに、関係機関の見解も伺いながら、検討してまいります。

次に、全小中学校での委員会設置など体制の拡充についてでございますが、労働安全衛生法により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者を選任することとされており、本市においても、安全衛生委員会が設置されていない学校に、衛生推進者を選任しております。衛生推進者には、主に教頭等の管理職が選任され、職場の衛生環境の調査や

職員の健康管理に関することに従事しております。

特に、教職員の健康管理におきましては、精神疾患による病気休職者数が全国的に年々増加しており、教職員のメンタルヘルス対策は大変重要であると認識しております。

そのため、本市におきましては、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するために実施するストレスチェックにつきまして、労働安全衛生法で義務づけられている50人以上の規模の学校だけでなく、全ての学校において実施するとともに、実施回数についても、年1回と定められているところ、7月と12月の2回実施しております。その結果、高ストレスと判定された教職員のうち希望者については、医師による面談指導を行い、医師の意見に基づき、必要に応じて勤務時間の短縮や、業務内容の見直しなど、就業上の措置を講じることとしております。

さらに、県が実施主体となり、職場の人間関係・仕事・家族・健康などさまざまな問題や悩みについて相談ができるよう、教職員を退職した者や、カウンセラー、専門医等による相談なども実施されております。

今後とも、労働安全衛生法等関係法令に定める取組や市が実施する各種事業等を通じて、教職員が安全に安心して働けるよう、職場環境の向上や健康状態の維持増進に努めてまいります。

一般質問

質問者：誠和水政会 藤澤 康彦

答弁者：教育部長

3 水戸市立小学校・中学校の児童、生徒の健康診断の受診状況について

(1) 小学校・中学校における児童、生徒の健康診断の受診状況について、複数年受診していない児童、生徒の対応はどのようなものか。

質問内容：児童生徒健康診断の受診状況について

担当課：学校保健給食課

【質問要旨】

小学校・中学校における児童生徒が健康診断を複数年受診しないことは課題であると考えますが、健康診断の当日に受診できなかった児童生徒はどのくらいいるのか。

また、受診できなかった児童生徒に対して、どのように対応しているか伺いたい。

【答弁要旨】

藤澤議員の一般質問のうち、水戸市立小学校・中学校の児童、生徒の健康診断の受診状況についてお答えいたします。

学校における児童生徒の健康診断につきましては、学校保健安全法に基づき、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とし、子どもの健康の保持増進を図るために実施するものでございます。

具体的には、身体の発育や栄養状態、結核の有無や心臓等に関すること、視力や目の疾病及び異常の有無等に関すること、聴力や耳鼻咽喉頭疾患の有無等について検査することで、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するとともに、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという役割があり、児童生徒が健やかな学校生活を送る上で重要なものでございます。

本市におきましても、各学校において、毎年、法の規定で定められた期限である6月30日までに、児童生徒の健康診断を実施しておりますが、当日の体調不良や長期欠席などの理由により、学校での健康診断を受診できない児童生徒もおります。

学校で健康診断を受診できなかった児童生徒への対応といたしましては、本市では、各学校において、学校医に御協力いただき、後日、学校医の医院等で無料で受診できる機会を設けており、各学校から保護者に対して、個別に受診を促しているところでございます。

令和5年度の未受診者数は、内科検診では、小学校が129人、中学校が199人、歯科検診では、小学校が164人、中学校が252人となっており、小学校・中学校を合わせると、内科検診は1.7%、歯科検診は2.2%の児童生徒が未受診となっております。

議員御指摘のとおり、児童生徒が複数年にわたり、健康診断を受診していない場合、重大な疾病の発見が遅れ、将来の生活に影響を及ぼす可能性も考えられます。

そのため、今後は、小学校、中学校での健康診断の受診歴が記録されている健康手帳等から、これまでの健康診断の受診状況を把握し、複数年にわたり未受診である状況が続いている児童生徒には特に注意しながら、受診勧奨を行うとともに、年度始めの保健だより等で、健康診断の項目や、その項目を実施する意義等について保護者に周知することにより、未受診者数を減らし、児童生徒の健康の保持増進に努めてまいります。

一般質問	
質問者： 魁, 水戸 後藤 通子	答弁者： 教育部長
3 教育行政について	
(1) 笠原中学校の増築の方向性について	
質問内容： 笠原中学校の増築について	担当課： 学校施設課
【質問要旨】 笠原中学校においては、周辺の開発が進んでおり、生徒数が増加していると思われるが、校舎増築の方向性について伺いたい。	
【答弁要旨】 後藤議員の教育行政についての一般質問のうち、笠原中学校の増築の方向性についてお答えいたします。 本市におきましては、児童生徒の適切な学習環境を確保するため、毎年度、小中学校区ごとに児童生徒数を推計し、その推計結果から教室の確保が必要な学校に対しては、教室改修や増築等の手法により適切に対応しているところでございます。 笠原中学校の生徒数につきましては、笠原小学校及び寿小学校に在籍する児童の多くが笠原中学校に進学していることから、両校の児童数の推移が笠原中学校の生徒数の推移に大きく影響を及ぼしております。 今年度実施した児童数の推計によりますと、笠原小学校の児童数は、今後数年間増加を見込んでおり、寿小学校の児童数は、今後減少傾向で推移することを見込んでおります。 これらの推計結果を踏まえた笠原中学校の生徒数の推計につきましては、今後数年間は横ばい傾向が続く見込みとなっておりますことから、現時点では増築という判断には至らないものと考えております。 笠原中学校につきましては、今年度の学級数は前年度と比較し普通学級は2学級減少しましたが、一方で特別支援学級は1学級増加するなど、近年、特別支援学級が増加傾向にございます。また、校内フリースクール等の新たな教育的ニーズへの対応や、周辺の宅地開発の動向など、変動する要因がございます。 このことから、今後とも、毎年度実施する生徒数の推計結果を踏まえながら、学級数の増加が見込まれる場合には、速やかに教室改修や増築等の手法を検討し、適切かつ迅速な対策を講じてまいります。	
(2) 笠原中学校区の通学路安全対策について	
質問内容： 笠原中学校区の通学路安全対策について	担当課： 学校保健給食課
【質問要旨】 笠原小学校の児童数は年々増加しており、笠原小学校南東の交差点では、児童の登校時間帯が集中し、歩道が狭く、青信号で登校班が横断しても児童が歩道からはみ出て危険である。 今後も児童数増加が見込まれる笠原小学校の通学路の安全対策について伺いたい。	
【答弁要旨】 次に、笠原中学校区の通学路安全対策についてお答えいたします。 本市では、通学路の整備を効果的に行い、児童生徒が安全に通学できるよう「水戸市通学路交通安全プログラム」を策定し、日頃からの安全点検と通学路の整備推進に努めているところでございます。	

このプログラムに基づき、毎年度当初に、全ての小中学校において、保護者や地域と連携し、通学路の現況調査を実施するとともに、より実効性の高い対策や改善を図るため、国、県の道路管理者や警察などの関係機関、本市の関係課が一堂に会し、実際に通学路を歩いて点検する通学路合同点検を実施しております。

これらの調査結果により、明らかになった危険箇所につきましては、関係機関と本市の関係各課等で構成する水戸市通学路安全対策推進会議において、信号機の新設や路側帯のカラー化などハード面での対策のほか、交通規制などソフト面での対策を検討し、危険箇所の解消に向けて、計画的に対策を講じております。

議員御質問の笠原小学校につきましては、児童数が増加してきており、特に、小学校敷地の南東側の交差点は、児童の登校時間帯が集中し、児童が歩道で混雑する状況にあり、本年度の通学路現況調査で、危険箇所として、歩道の拡幅や学校敷地東側からの入口増設などの要望が出されております。

当該箇所につきましては、本年8月に、通学路合同点検を実施し、警察とともに、本市の生活安全課、建設計画課、道路管理課、土木補修事務所や学校施設課といった関係課が、現場確認を行ったところであり、この点検に基づき、学校の要望も踏まえながら、より効果的な安全対策を検討しているところでございます。

また、当該箇所の安全対策につきましては、歩道と学校敷地でかなりの高低差があることなどの課題もあり、ハード面の対策に時間を要する場合には、引き続き、保護者や地域の皆様の御協力をいただきながら、立哨や交通安全指導等により、児童の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

笠原小学校につきましては、当面、児童数が多い状況が続くことが見込まれ、新たな安全対策が必要になる箇所もでてくる可能性がございますので、今後におきましても、安全対策を要する危険箇所の状況把握に努めるとともに、国、県の道路管理者や警察などの関係機関との連携を強化しながら、必要な対策を速やかに実施し、通学路の安全確保に努めてまいります。

一般質問

質問者：国民民主党みと 佐藤 昭雄

答弁者：教育部長

4 教育行政について

(1) G I G Aスクール構想におけるデジタル・シティズンシップを育む教育について

質問内容：デジタル・シティズンシップを育む教育について 担当課：教育研究課

【質問要旨】

現代社会では、インターネットが社会インフラとなり、I C Tを適切に活用することが求められている。

また、国のG I G Aスクール構想に基づき、本市においても、児童、生徒への1人1台端末が整備され、児童生徒が日常的にI C Tを活用していることから、I C Tを適切に活用し、社会に積極的に参画する、デジタル・シティズンシップを育む必要性が高まっている。

そこで、デジタル・シティズンシップを育む教育について、本市の考えや取組について伺いたい。

【答弁要旨】

佐藤議員の一般質問のうち、G I G Aスクール構想におけるデジタル・シティズンシップを育む教育についてお答えいたします。

デジタル・シティズンシップとは、デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力であり、高度情報化社会の進展により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、さらにG I G Aスクール構想の実現に伴い、1人1台端末が整備されたことから、デジタル・シティズンシップを身に付けることは、子どもたちにとって大変重要であると認識しております。

学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定めており、本市では、総合的な学習の時間である、「水戸まごころタイム」や各教科等の中において、情報モラル教育の時間を設けております。

具体的な取組としましては、著作権のある画像やプライベートな写真については注意して取り扱うなど、I C Tの適切な使い方を学ぶとともに、S N Sを活用することで、多くの人と繋がり、社会に参画することができる一方、悪意のある人と繋がり、トラブルに発展する可能性があるなど、リスクがあることを理解した上で、適切にS N Sを活用することが大切であることなどを学んでおります。

このように、本市では、情報モラル教育に取り組む中で、デジタル・シティズンシップを育む教育を行っております。

一方で、デジタル・シティズンシップ教育を推進するためには、子どもの発達段階に応じた教育を行うことや、生成A Iなど急速に進歩するデジタル技術に対応するための教育内容の見直し、さらには、それらに対応するための教員の資質・能力の向上などの課題もございます。

そのため、本市では、「G I G Aワークブック みと」を作成し、発達段階ごとに身に付ける必要がある情報モラルや、上手に情報やI C Tを活用し、情報社会に参画して社会に働きかけるための情報活用等について、チェックリストやクイズなどを用いて子どもたちが理解を深める取組を行っております。

教員に対しては、毎年度、社会の変化やデジタル技術の進歩に対応した内容の見直しを図りながら、情報モラルやI C Tスキルを修得する研修を年5回実施し、資質・能力の向上に努めているところでございます。

さらに、本市では、実際の学習や身近な生活だけでなく、将来、社会に参画する際に、デジタル技術を適切に活用できるように分かりやすく示した学年別の教材を作成するとともに、その教材を用いて、総合教育研究所のＩＣＴ支援員が教員に対する授業支援や各学校における校内研修を行っております。

今後におきましても、子どもたち一人一人が、ＩＣＴの適切な使い方を学ぶとともに、社会の中で活用していく力を身に付けることができるよう、デジタル・シティズンシップを育む教育の充実を図ってまいります。

一般質問

質問者：誠和水政会 須田 浩和

答弁者：教育部長

4 教育行政について**(1) 運動会や体育祭など学校行事の日程の統一について**

質問内容：学校行事の日程の統一について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

現在、クラブチーム等に所属する子どもが増加していると聞いており、クラブチームや少年団において、複数の異なる学校の子どもが集まってチームを作っている現状がある。このような現状の中、水戸市内の各学校で実施している運動会の日程が統一されていないことで、一部の子どもが大会に参加できない状況が発生している。そこで、運動会の日程を水戸市で統一できないか伺いたい。

【答弁要旨】

須田議員の一般質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、運動会や体育祭など学校行事の日程の統一についてでございますが、学校行事は、教育活動の一環として、学校教育法に基づき、学校長の権限において、各学校の実態や実情に配慮しながら、運営方法や日程を決定することとなっております。

そのため本市では、各学校において、保護者や地域の方々とともに、地域の祭りや市民運動会など地域の行事と調整を図りながら、学校行事の日程を決定しているところでございます。

本市では、運動会や体育祭を、5月下旬や9月・10月にかけて実施する学校が多く、猛暑による熱中症対策として、近年は、午前中のみ実施する学校が大半を占めております。また、子どもたちの休日の活動の妨げにならないよう、平日に実施する学校も増えております。

さらに、天候に左右されない「アダストリアみとアリーナ」で実施する学校や、順位を競うことから運動すること自体を楽しむことを目的として、名称を「運動会」から「スポーツフェスティバル」や「学年クラスマッチ」に変更するなど、体育的行事の目的や意義を見直しながら、実施しているところもございます。

このように、学校行事の日程は、学校の特色や教育目標、地域の実情等を踏まえ決定していることから、教育委員会で統一することは難しいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、週末の少年団やクラブチーム等の活動が、今後、一層活発になり、学校行事と各種大会等の日程が重なることで、一部の子どもが参加できない状況も生じますことから、運動会等の実施日が近い学校につきましては、できるだけ同じ日に実施できるよう、学校長会に呼びかけてまいります。

さらに、市内の小中学校の運動会等の日程を、総合教育研究所のホームページにできるだけ早く公開し、各種大会関係者をはじめ、必要な方々の目に留まるよう、周知を図ってまいります。

(2) 学校施設のファシリティマネジメントについて

質問内容：学校施設のファシリティマネジメントについて

担当課：学校管理課

【質問要旨】

教育現場での施設の有効活用の意識は乏しく感じられる。

たとえば、入学式や卒業式などの各種行事を行う場合、何週間も前から体育館に椅子や机を並べ、その間、地域に開放している夜間開放事業や放課後学級などができない状況になっている。

また、学校施設は、災害時において避難所となる等、多面的なスペースとして活用されている。教育の現場では施設資産の有効活用の考え方が希薄に感じられるがいかにか。

【答弁要旨】

次に、学校施設のファシリティマネジメントについてお答えいたします。

「ファシリティマネジメント」につきましては、敷地や建物などの施設、執務環境等の内部環境、近隣地域等の外部環境等のファシリティを切り口とし、組織活動のために施設等を総合的に企画・管理・活用する経営活動であると認識しております。

学校は、PTAや地域の皆様方にも御協力をいただきながら、管理職を中心として施設設備の維持・管理を行い、子ども達が生活しやすい環境の整備に努めております。

この学校の施設設備は、地域の資源としての面もあり、市民の健康増進と地域の連帯意識の高揚を目的とした「夜間開放事業」や、児童の健全育成を図る「放課後児童健全育成事業」、いわゆる「放課後学級」等として、学校の教育活動に支障のない範囲で、様々な用途として地域に提供し、教育財産の管理を任されている学校長の判断により、多くの市民の皆様にご利用いただいております。

また、本市の全ての市立小・中学校等は、災害時において、自宅等が危険な場合や生活が困難なときに避難する、指定避難所とされるなど、地域防災においても大変重要な施設でございます。

そのため、管理職に対し、市学校長協議会などにおいて、学校の教育活動と、地域との連携などを踏まえながら、施設設備を効果的に利用できるよう、バランス良くマネジメントすることについて周知しているところでございます。

今後につきましては、ファシリティマネジメントの考え方に立った、施設設備の活用について改めて周知するとともに、学校施設を利用している団体等に対し、学校行事の目的、その準備状況、必要期間などを学校が十分に説明するとともに、利用団体等地域の方々と協議する場を設定するよう各学校に助言し、市民の皆様が利用しやすい環境整備に努めてまいります。

一般質問

質問者： 魁，水戸 鬼澤 真寿

答弁者： 教育部長

4 公立小中学校における2学期制の導入**(1) 学期制に対する水戸市としての基本的な考え方について****(2) 2学期制導入に関する諸条件の整備について**

質問内容： 2学期制の導入について

担当課： 教育研究課

【質問要旨】

- (1) 現在、本市では3学期制で学校教育活動を実施しているが、2学期制をとっている市町村もある。それぞれのメリット、デメリットがあるが、先生方の働き方や授業時数の確保の面からも2学期制の導入は有効であるとする。学期制についての本市としての考えを伺いたい。
- (2) 2学期制の導入を検討するにあたっては、教育課程の編成を見直すことで、学校の負担を減らすことができると考えるが、本市としての考えを伺いたい。

【答弁要旨】

鬼澤議員の一般質問のうち、公立小中学校における2学期制の導入について、お答えいたします。

はじめに、学期制に対する水戸市としての基本的な考え方についてでございますが、2学期制とは、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる学校の学年を、2つの学期に分けた制度でございます。

令和4年度において、全国では約2割の小中学校で導入されており、県内では、ひたちなか市、笠間市、茨城町など、27の自治体で導入されております。

2学期制のメリットといたしましては、一つの学期を長期的なサイクルでとらえることで、学校生活にゆとりが生まれ、子どもたちはじっくりと学習や学校行事に取り組める点、学期の長期化により、多面的な視点で評価ができ、学習指導の充実を図ることができる点、終業式、始業式の回数が減ることに伴い、5時間程度確保されることになり、その時間を学習の補充等に充てることができる点などがございます。

一方、課題といたしましては、学期の途中に長期休業日があるため、児童生徒の意欲を高めるための対策が必要になる点、通知表を通して評価を家庭に伝える回数が3回から2回に減るため、児童生徒や保護者が学習状況を確認するまでの期間が長い点、中学校の定期テストの範囲が広くなり、生徒の負担が大きくなる点などがございます。

2学期制導入につきましては、このようにメリットがある一方、課題点もありますことから、すでに導入している自治体の状況を調査・研究し、保護者、地域、学校等の意見を踏まえながら、その方向性について検討してまいります。

次に、2学期制導入に関する諸条件の整備についてでございますが、2学期制を導入する際には、水戸市学校管理規則の改正や、通知表の形式の見直しを行うとともに、時間割等、各学校の教育計画にあたる教育課程の編成を見直すことも必要でございます。

教育課程につきましては、令和4年度、文部科学省の小学校5年生の調査において、標準授業時数1,015単位時間を大きく上回って教育課程を編成・実施している学校が一定数あることが明らかになりました。本市におきましては、小学校5年生において、中央教育審議会が見直しの対象としている1,086単位時間以上の小学校が昨年度は約15%あり、他の学校において

も標準授業時数を上回って教育課程を実施している現状がございます。

この上回っている時数に加え、仮に、2学期制を導入した場合には、さらに時数を確保できることになります。そこで、従来6時間で授業を実施していた日を5時間で授業する日に変えるなどの対応も可能となり、教員が児童生徒と向き合う時間や授業準備等に充てる時間の確保につながるものと考えられます。

今後につきましても、様々な方策を検討しながら、教職員が児童生徒一人一人に丁寧に向き合うことができる教育環境の整備に努めてまいります。

5 校内フリースクールによる誰ひとり取り残さない教育の実現

(1) 校内フリースクールの現状と成果及び課題について

(2) 校内フリースクールの弾力的な運用と深化・拡充について

質問内容：不登校対策について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

- (1) 今年度から全ての中学校に校内フリースクールが設置されたが、現在の実施状況について伺いたい。
- (2) 校内フリースクールへの通級が難しい生徒への支援について伺いたい。また、支援員の勤務形態や開設時間等の弾力的な運用について伺いたい。さらに、小学校への拡充について、どのように考えているのか伺いたい。

【答弁要旨】

次に、校内フリースクールによる誰ひとり取り残さない教育の実現についてお答えいたします。

はじめに、校内フリースクールの現状と成果等についてでございますが、本市では、不登校生徒の学びを確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えるため、本年4月から各学校に教員免許を有する支援員を配置し、学習や交流するスペースを設置するなど環境を整え、6月から、安心して自分のペースで学ぶことができる校内フリースクールを全ての中学校で実施しております。

校内フリースクールにおいては、生徒自身の学習計画に基づいた自主学習や在籍学級の授業を視聴するオンライン学習など、一人一人の学習計画に応じた支援を行っており、教員と支援員が連携しながら、不安解消に向けた学習支援や教育相談を行っております。

開設から数か月ではございますが、利用生徒も少しずつ増えている状況でございます。各学校においては、生徒のニーズに応じた活動内容や支援を行っており、在籍学級での授業や給食に参加した事例も見受けられます。

利用している生徒からは、「校内フリースクールができたことで、少しずつ登校できるようになった」、「支援員と一緒に環境づくりを行うことで休まずに登校できるようになった」などの声がございました。また、保護者からは、「これまで登校できなかった子どもが登校できるようになり、ありがたい」「環境が整っており、子どもが学習を進めることができている」などの感想をいただいております。ねらい通りの効果があったものと捉えております。

次に、校内フリースクールの弾力的な運用と深化・拡充についてでございますが、校内フリースクール開設による成果の一方で、利用したい時間帯など生徒のニーズが一人一人異なることから、ニーズに応じ、柔軟に開設時間を設定する必要があると、一部の学校からは、開設時間に合わせた支援員の勤務時間の拡充について要望をいただいているところでございます。

そのため、各学校の実情等を踏まえ、支援員の勤務時間の弾力的な運用について検討を進めるとともに、支援員の配置に係る補助金等の拡充について、引き続き、県に対し要望してまいります。

また、校内フリースクールへの登校も難しい生徒もおりますので、家庭訪問や電話連絡を行うとともに、学級担任を中心に多くの教員が関わりながら、一人一人に寄り添った支援を行っております。さらに、県派遣のスクールソーシャルワーカーに加え、本年度は、本市独自に1名増員し、2名体制となりましたので、不登校の要因が家庭環境であるなど、これまで支援の手が届きにくかった生徒に対してよりきめ細かく家庭訪問や登校支援を行っているところであり、引き続き、学校と関係機関が連携し、家庭へのつながりを深めながら、一人一人に応じた支援に努めてまいります。

次に、校内フリースクールの小学校への拡充についてでございますが、代表質問における市長からの答弁にもございましたように、小学校においても、不登校児童の支援の必要性が高いことから、中学校での取組の成果や、小学校への拡充に当たっての課題等を精査しながら、段階的な拡充に向け、積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、多様な学びの場の充実を図りながら、子どもたちの社会的自立を目指し、子どもたちに寄り添った支援に努めてまいります。

一般質問

質問者：魁，水戸 袴塚 孝雄

答弁者：教育部長

1 市長の政治姿勢について**(1) 学校の長寿命化と定数及びフリー学区制の導入について**

質問内容：学校の長寿命化と定数について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

本市では、第7次総合計画に基づき学校施設の長寿命化改良事業などを進めているが、地区によっては、児童生徒数の増加がみられる学校もあれば、減少している学校もある。そこで、大規模な事業を進めるにあたり、人口動態を踏まえた学校の教室数の確保の考え方について伺いたい。

【答弁要旨】

袴塚議員の一般質問のうち、学校の長寿命化と定数について、及び、フリー学区制の導入についてお答えいたします。

はじめに、学校の長寿命化と定数についてでございますが、本市では、現在、学校の建物全体の老朽化対策といたしまして、長寿命化改良事業を総合計画に位置付け、建築後おおむね40年以上の校舎及び屋内運動場を対象に、快適で機能的な教育環境の整備を推進しているところでございます。

そのうえで、長寿命化改良事業の対象年数を迎えない学校の経年劣化に対しまして、安全な施設環境を提供するため、緊急安全対策事業により、状況に応じた適切な修繕を加速化しているところでございます。

また、児童生徒が多く時間を過ごす教室につきましては、毎年度児童生徒数の推計を実施しており、その推計結果により教室不足が見込まれる場合には、長寿命化改良事業に合わせて教室等の配置を見直し、教室数を増やすほか、教室等の改修や、笠原小学校や吉沢小学校のように増築等の手法を検討し、必要に応じた教室数の整備を実施しております。

さらに、特別支援学級数が増加傾向にあることや、校内フリースクールの整備、習熟度別学習の実施など、学校の状況に応じた様々な教育的ニーズに対し、必要な教室を提供できるよう、適切な施設整備を実施してまいります。

質問内容：フリー学区制について

担当課：学校管理課

【質問要旨】

また、児童生徒の人口動態を読むことが難しい中で、人口増となる学区について、学校の施設整備で対応するだけでなく、フリー学区制を導入することで対応をすべきと考えるが、見解を伺いたい。

【答弁要旨】

次に、フリー学区制の導入についてお答えいたします。

本市ではこれまで、小学校区を単位に地域コミュニティを醸成してきた経緯がございます。そのため、学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域の方々が集う地域コミュニティの核としての性格も有する重要な施設であると認識しております。

議員御提案のフリー学区制につきましては、平成9年1月に、当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」が通知され、制度化された「学校選択制」の形態のひとつであり、居住している学区内の学校だけでなく、学区外にある学校を自由に選ぶことを可能とするものでござ

ざいます。

この制度を導入した場合、児童生徒数が増加している学校から、小規模な学校への就学がなされることもございますが、学区の選択につきましては、保護者の希望によるものであることから、児童生徒数の動態を見込むことが難しいという課題がございます。

また、子どもが居住している学区と別の学区の学校に通学することにより、地縁組織である町内会や自治会を中心とした地域コミュニティへの関わりの希薄化も懸念されます。そのため、地域や保護者の皆様の様々な御意見や御提案をいただきながら、慎重に検討する必要があると考えております。

このことから、今後におきましても、毎年度実施する児童生徒数の推計結果を注視しながら、学校ごとの教育的ニーズに対応した施設設備を整備するとともに、子どもたちがのびのびと活動できる良好な教育環境づくりに取り組んでまいります。

(3) ヒカリモの現況と課題について

質問内容：ヒカリモについて

担当課：歴史文化財課

【質問要旨】

市指定天然記念物である備前町のヒカリモについて、かつては光り輝く発光が見られていたが、現在は発光の確認がされていないと伺っている。

そこで、ヒカリモの現在の状況と、今後の方策について伺いたい。

【答弁要旨】

次に、ヒカリモの現況と課題についてお答えいたします。

J R 常磐線沿いにある備前町の洞窟に生息するヒカリモにつきましては、国内屈指の規模を有する、貴重な天然記念物であり、昭和28年に市文化財に指定をいたしました。光を反射して、洞窟一面に金粉（きんぷん）をまいたように黄金色（こがねいろ）に輝く美しさは、水戸郷土かるたにも詠まれ、永く市民に親しまれてきました。

しかしながら、平成25年度に、発光が減少していることが指摘されたため、茨城生物の会や、県立水戸第二高等学校と連携しながら、備前町のヒカリモの生態調査を実施してまいりました。調査の結果、毎年2月から9月頃にかけて発光が確認されるとともに、リン酸等の栄養素を加えると増殖するなどの状況が確認されましたが、生態についてはなお不明な点が多いことから、長期的に観測を続けてきたところでございます。

こうした中、洞窟及び洞窟に至る線路を管理するJ Rから、「保安上の理由から立入りを認めない。」との見解が示され、令和4年度を最後に調査の中断を余儀なくされております。

一方で、ヒカリモを多くの方々に知ってもらうため、調布市深大寺（じんだいじ）に生息するヒカリモの培養に成功した経験を有する、同市環境保全審議会委員の方から御指導をいただきながら、洞窟以外での培養実験も進めているところでございます。

実験の現状といたしましては、令和2年度より、過去に発光が確認された千波公園内に屋外培養実験施設を設置し、発光状況の経過観察を実施しているところです。令和4年度からは、実験施設を2基増設し、取組を強化しておりますが、残念ながら現在のところ、発光は確認できておりません。ヒカリモは、培養や増殖するための条件など、判明していない点も数多く、息の長い取組が予想されますことから、今後も実験を継続し、生態の解明に取り組んでまいりたいと考えております。

今後につきましては、引き続き、J Rに対し洞窟への立入りについて交渉を行っていくとともに

に，屋外培養に向けた実験を継続し，本市の貴重な地域資源であるヒカリモの存在と魅力を周知する取組を推進してまいります。

その他（１）

特別展

「常陸山谷右衛門－「角聖」の生きた時代－」の開催について

1 概 要

常陸山谷右衛門（1874-1922）は、明治時代から大正時代にかけて活躍した水戸出身の大相撲力士としてよく知られており、ライバルであった梅ヶ谷藤太郎とともに横綱に昇進し、「梅常陸時代」と称される大相撲の黄金時代を築き上げたほか、アメリカ合衆国のセオドア・ルーズベルト大統領の前で土俵入りを披露したことでも知られています。現役引退後は、日本相撲協会の取締役として相撲や力士の地位向上にも尽力し、その功績の大きさから「角聖」とも呼ばれることとなりました。

本展覧会は常陸山誕生から 150 年を迎える節目に合わせ、その生涯を追い、相撲界に果たした役割を明らかにするとともに、その生涯に大きな影響を与えた明治から大正の時代背景と常陸山と出身地域との関わりも合わせて取り上げます。

2 会 期

令和 6 年 10 月 19 日（土）～11 月 24 日（日）（32 日間）

※月曜日休館（11 月 4 日は開館、5 日は閉館）

3 会 場

水戸市立博物館 3・4 階展示室

4 主な展示資料

常陸山・梅ヶ谷大相撲の図（茨城県立図書館所蔵）

常陸山（出羽ノ海）が使用した明荷（茨城県立歴史館所蔵）

筑波山登山で使用した弁当箱（個人蔵）など

5 入場料

一般 200 円（20 名以上の団体料金 150 円）

18 歳以下、65 歳以上の方、身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者とその付き添いの方 1 名は無料、その他各種割引あり

6 主な関連行事

- 歴史ツアー 常陸山ゆかりの地を訪ねる

日 時：令和 6 年 11 月 21 日（木） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

定 員：20 名

参加費：4,370 円（ケーブルカー代、昼食代等）

- ギャラリートーク

日 時：令和 6 年 10 月 20 日（日）、11 月 3 日（日・祝）、11 月 16 日（土）

11 月 24 日（日）の午前 11 時～11 時 45 分、午後 2 時～2 時 45 分

会 場：水戸市立博物館 4 階展示室

参加費：無料（入場券が必要です）

常陸山生誕150年記念

特別展

常陸山 谷右衛門

「角聖」の生きた時代



水戸市立博物館
常陸山谷右衛門

令和6年
10月19日(土)ー11月24日(日)

水戸市立博物館4階・3階展示室

開館時間 9時30分～16時45分

休館日 月曜日および11月5日(火) ※11月4日(月)・(休)は開館

入場料 一般200円(20名以上の団体は150円)

18歳以下、65歳以上の方、身体障害者手帳及び療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳等所持者とその付き添いの方1名は無料、その他各種割引あり

主催 水戸市立博物館

ハッピーホリデー

【土・日・祝日】は

18歳以下のお子様1名につき 大人1名 無料

茨城県民の日 【11月13日(金)】は 無料

水戸市民会館1周年記念応援事業

水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20

Tel.029-226-6521

みとしはく 検索



X
博物館公式
SNS



常陸山生誕150年記念 特別展

常陸山 谷右衛門

—「角聖」の生きた時代—



「常陸山(出羽ノ海)が使用した明荷」
茨城県立歴史館所蔵



「筑波山頂の常陸山」 個人蔵



「筑波山登山で使用した弁当箱」 個人蔵



常陸山谷右衛門(1874-1922)は、水戸出身で明治時代から大正時代にかけて活躍した大相撲力士です。明治24年(1891)に初土俵を踏んで以来、徐々に頭角を現し、明治37年にはライバルであった梅ヶ谷藤太郎とともに横綱に昇進し、「梅常陸時代」と称される大相撲の黄金時代を築き上げました。後に、相撲(角力)界への貢献の大きさから「角聖」とも称されています。

本展覧会では、常陸山の生涯をたどり、相撲界に果たした役割を明らかにするとともに、出身地である水戸市や茨城県との関わりも紹介します。

「常陸山書『角力養国家之元氣』」 水戸市立博物館所蔵



「常陸山・梅ヶ谷大相撲の図」 茨城県立図書館所蔵(茨城県立歴史館寄託)

関連行事

歴史ツアー 常陸山ゆかりの地を訪ねる

筑波山や那珂湊・大洗に残る常陸山ゆかりの史跡をバスで訪れます。

日時: 令和6年11月21日(木) 8時30分～17時15分

定員: 20名/参加費: 4,370円

募集: 10月18日(金)までに、往復はがきに住所、氏名、電話番号を記入し

水戸市立博物館へ、または水戸市立博物館ホームページから
いばらき電子申請にてお申し込み(1グループ2名まで)

※抽選結果は、申込者全員にお知らせします。



ギャラリートーク

担当学芸員が本展の見どころを解説します。

日時: 令和6年10月20日(日)、11月3日(日)、

11月16日(土)、11月24日(日)

各日とも11時～11時45分、14時～14時45分

会場: 水戸市立博物館4階展示室

講師: 藤井達也(当館学芸員)

※申込み不要、時間までに会場にお集まりください。

※入場券が必要です。

ごいっしょに

筑波山拳兵160年記念 みと歴史講座

元治元年(1864)の筑波山拳兵から160年の節目に合わせ、筑波山拳兵や水戸藩の内紛を取り上げた歴史講座を開催します。

第1回 筑波山に集った者たち

令和6年12月1日(日) 13時30分～16時

天狗騒乱と筑波山に拳兵した人々
久信田喜一氏(茨城地方史研究会会長)
飯田軍蔵とその娘・古宇(こう)
額賀せつ子氏(茨城地方史研究会会員)

会場: みと文化交流プラザ6F大会議室/参加費: 無料/定員: 200名/募集: 10月17日(木) 9時から電話受付、先着順

第2回 村・町から見る水戸藩の幕末騒乱

令和6年12月21日(土) 13時30分～16時

豪農の記録に見る村の幕末騒乱 一高部村大森家・野口村関沢家を中心にー
高村恵美氏(常陸大宮市教育委員会)
幕末騒乱の中の水戸城下 一城下町人の記録からー
藤井達也(当館学芸員)

水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20

Tel. 029-226-6521

みとしかく



交通案内

JR・バス ▶ JR水戸駅から大工町方面行きバスで
南町三丁目下車、常陸太田方面へ徒歩10分
クルマ ▶ 常陸自動車道水戸インターまたは
那珂インターより水戸方面へ20分
▶ 常陸自動車道水戸北スマートインターより水戸方面へ10分
▶ 約20台(無料・中央図書館と共用)
駐車場 ▶ 満車の場合は周辺駐車場(有料)をご利用ください



申込方法等の
詳細は
水戸市立博物館
ホームページを
ご確認ください